

無料低額宿泊事業の最低基準の考え方

— これまでの検討会での議論等を踏まえた全体像 —

無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

<第2回検討会で方向性を提示>

項目	最低基準の考え方(案)	備考
無料低額宿泊所の事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無料低額宿泊事業に該当する要件として次のとおり整理 ○ いずれかの要件に該当していること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 入居の対象を生活保護受給者及びそれに準じる者としているなど、「生計困難者」に対象を限定している場合 2 入居の対象を生計困難者に限定していない場合であっても、主に生計困難者を対象にして、 <ul style="list-style-type: none"> ア 賃貸借契約以外の契約で居室を利用させている場合又は イ 居室使用料・共益費以外の料金を徴収して、食事、掃除及び洗濯等の家事並びに生計困難者の自立支援等のサービスを提供している場合 ○ 居室使用料が住宅扶助基準額以下であること。 ○ 他法によって必要な規制等が行われていないこと。 ※ 入居期間が中長期に渡ることを理由として事業の対象外とはならないよう(事業範囲の要件としては)入居期間の制限等はしない 	<p>(これまでの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者による整理とサービス提供で整理する点はわかりやすく妥当 ・ 対象が生計困難者となっているが、経済的な範疇だけではなく、幅の広いニーズを考えて、自立支援や生活支援ということを整理するべき。 ・ 悪質な無届け施設について事業停止命令が行えるよう不当な行為等の判断基準を整理すべき。
居室の要件 ※ 経過措置の内容については資料2に基づいて議論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居室の最低基準について、次のとおり整理 <ol style="list-style-type: none"> 1 床面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上。ただし、地域の事情に応じて収納設備を除き、四・九五平方メートル以上であること。 2 一居室の定員は一人。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合を除くこと(家族での入居等を想定)。 3 地階に設けてはならないこと。 4 間仕切壁は、天井まで達している硬質の壁で区切られていること、出入口は、屋外、廊下、広間に直接面していること、扉は、硬質なものとすること(いわゆる「簡易個室」については解消を図る)。 ○ 現存する居室で、上記基準を満たさない場合に経過措置を設けること。 	<p>(これまでの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支バランス等、都市部での事情等も考慮されるべき ・ グループホーム等も個室である中、簡易個室や多人数居室は利用者サイドからすれば説明できない ・ 既存の入居者が追い出されることのないような措置等が必要ではないか。

項目	最低基準の考え方(案)	備考
職員配置 ※ 職員配置の考え方については資料2に基づいて議論	○ 無料低額宿泊所に配置する職員について以下のとおり整理 1 施設長 一名 (「専任」とする。) 2 職員 施設の入居者数及び提供するサービス内容に応じた数 3 日常生活支援住居施設として、生活扶助の委託を受ける場合は、当該施設における職員の配置の要件を満たした数	(これまでの主な意見) ・ 社会福祉施設と同様、1つの施設に常駐(専従)している職員がいるべきではないか。 ・ 運営費補助等が異なる中で他の社会福祉施設と比較するのは適当ではないのではないか。 ・ 様々な施設形態がある中で、統一的な基準を設けることが適切か。
施設長の責務	○ 施設長の責務(業務)については、職員の管理、入居や退去に関する調整業務、業務の実施状況の把握等の業務として整理	
職員の資格要件	○ 職員の資格要件について以下のとおり整理 1 施設長の資格要件 ア 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 イ 社会福祉事業に二年以上従事した者 ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者 2 職員の資格要件 できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ※ 「社会福祉事業に二年以上従事した者」に、清掃・調理業務等の業務の経験は含めないことを解釈通知等で明記。 ※ 「同等以上の能力を有していると認められる者」には、施設長資格認定講習会の課程を修了した者。(各社会福祉事業共通。)	(これまでの主な意見) ・ 施設長資格認定講習が例示されているが、各団体が個別に行っている研修等を受講した場合も、それに準じるとすることができないか。

項目	最低基準の考え方(案)	備考
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居室以外で設けるべき設備について整理 <ul style="list-style-type: none"> 1 設置しなければならない設備 炊事設備、洗面所、トイレ、浴室、事務室、洗濯室又は洗濯場 2 提供するサービスの内容に応じて設けるべき設備 共用室、食堂、相談室、その他必要な設備 ○ 居室以外の最低基準について整理 <ul style="list-style-type: none"> 1 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 洗面所 入居定員に適した数を設けること。 3 便所 入居定員に適した数を設けること。 4 浴室 入居定員に適したものを設けること。 	
建築基準、 消防基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準、消防基準への適合について整理 <ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法の規定を遵守した建築物であること。 2 消防設備については、消防法の規定に基づき必要な設備を設けること。 3 消防法上の設置義務がかからない施設についても、消火器の設置、自動火災報知設備の設置など、防火対策の充実に努めること。 	<p>(これまでの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定程度、避難が難しい人たちが入居している場合には、スプリンクラーの設置なども必要 → 主に要介護3以上の者等が入居している場合は、消防法の規定によりスプリンクラーの設置義務がかかる

項目	最低基準の考え方(案)	備考
基本方針	<p>○ 最低基準の策定にあわせて基本方針等を整理</p> <p>1 事業目的 入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならないこと。</p> <p>2 入居者の意思の尊重等 入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めること。</p> <p>3 地域等との連携 地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者等との連携に努めること。</p>	
居宅移行等の援助 (事業の位置づけ) ※ 入居期間等の考え方は資料2に基づいて議論	<p>○ 無料低額宿泊所の位置づけ等を踏まえ、居宅への移行など事業所が配慮すべき事項について整理</p> <p>1 居宅移行のための援助 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮すること。 独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めること。</p> <p>2 他の施設等への移行のための援助 入居者が、病気の療養や介護状態になった場合などにより、無料低額宿泊所において適切なサービスを提供することが困難な場合については、他の社会福祉施設への転所など必要な援助に努めること。</p> <p>3 福祉事務所等との連携 居宅移行又は他の施設等への移行のための援助を行う場合には、福祉事務所や相談支援機関などの関係機関との連携を図ること。</p>	<p>(これまでの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅や他施設への移行が難しく、本人も日常生活支援住居施設での居住を希望する場合に、監査等で形式的に移行を指導するようなことは避けるべき。 ・ 居住の一時性を担保するのであれば、最低基準において、入居期間や契約期間を一時的なものと規定すべき。

項目	最低基準の考え方(案)	備考
運営規程	○ 事業目的・運営方針、職員数、入居定員、サービスの内容や料金、非常災害対策等を盛り込んだ運営規程を整備する旨を整理	
記録の整備	○ 設備、職員、会計に関する記録、入居者に提供するサービスの状況に関する記録等を整備する旨の規定を整理	
収支等の公表	○ 運営規程及び収支等の状況を公表する旨の規定を整理	
入居申込者等に対する説明等	<p>○ 利用者の自己選択性を確保するための契約等の規定を整理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制等を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。 2 契約において、契約の期間、更新及び解除に関する事項を定めなければならないこと。 3 契約の解除において、入所者の権利を不当に狭めるような契約の解除の条件を定めてはならないこと。 4 契約において、保証人を立てさせてはならないこと。 	
苦情への対応	○ 苦情を受け付ける窓口の設置、苦情内容の記録、自治体の指導・助言に応じた改善及びその報告、運営適正化委員会の調査等への協力を行わなければならない旨を整理	

項目	最低基準の考え方(案)	備考
<p>利用料の受領</p> <p>※ 受領可能な費目等については資料2に基づいて議論</p>	<p>○ 利用料として受領可能な費目と金額設定の考え方を整理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額 2 居室使用料 <ol style="list-style-type: none"> ア 無料又は低額 イ 当該宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額 ウ 敷金、権利金、謝金等など入居に当たっての一時金を求めないこと 3 共益費 共用部分の清掃費、共用備品等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額 4 光熱水費 居室及び共用部に係る光熱水費に相当する金額 5 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額。 6 入居者が選定するサービスの提供に要する費用 <ol style="list-style-type: none"> ア 人件費及び事務費等に相当する金額 イ 日常生活支援住居施設として、生活扶助の委託を受ける場合は、委託費として支払われる金額を除く 7 その他無料低額宿泊所において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの <p>○ それぞれに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならないこと。</p>	<p>(これまでの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援住居施設においてケアに要する費用が支払われるのであれば、社会福祉住居施設では、ケアに関する費用を徴収すべきではない。 ・ 社会福祉住居施設でも、何かしらの支援は行われるものなので、徴収を可能とするべきだ。 ・ 最低金額を設けることが難しいならば、事業者の不適正な徴収を防ぐために、どのような方法が考えられるか。 ・ どのような経費を徴収してはいけないのか、明確にする必要があるのではないか。

項目	最低基準の考え方(案)	備考
日常生活金 銭管理	<p>○ 日常生活に係る金銭管理について取扱いを整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の金銭の管理は入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活を営むために必要な金額に限ること。 2 その他の財産と区分すること。 3 入居者の意思を尊重して管理すること。 4 金銭管理に係る制度をできる限り活用すること。(成年後見制度、日常生活自立支援事業を想定) 5 入居に係る契約とは別に、金銭管理に係る契約を行うこと。 6 金銭の出納を行う場合は、二人以上の職員で確認を行う等の適切な体制を整備すること。 7 入居者ごとに金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。 8 退居する場合には、速やかに、金銭を返還すること。 9 生活保護受給者の金銭管理の開始時又は管理内容の変更時には、福祉事務所に報告を行うこと。 10 金銭管理の状況について、都道府県等の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。 	<p>(これまでの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「やむを得ず」のような表現ではなく、必要な場合に実施する、新たな支援価値として認定できないか。 ・ 必要な者に実施する場合でも、他制度の活用ができないから、施設を出られないというようなことは避けるべき。
非常災害対 策	<p>○ 非常災害対策について次のとおり整理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てること。 2 災害時の通報連絡体制を整備し、職員へ周知すること。 3 定期的な避難訓練の実施をしなければならないこと。 	
事故発生の 防止及び発 生時の対応	<p>○ 事故発生時の対応について次のとおり整理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治体への連絡及び事故に関する必要な措置を行うこと。 2 事故に関する記録を行うこと。 3 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を行うこと。 	

<検討会で方向性を提示していないが、現行ガイドラインで規定されている事項>

項目	最低基準の考え方(案)	備考
研修機会の確保	○ 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	・ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。
職員の処遇改善	○ 職員の処遇について労働基準法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めること。	
入浴	○ 一週間に三回以上の頻度で入浴の機会を提供すること。	・ 軽費老人や救護施設の基準省令にも同様の規定あり。
衛生管理	○ 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。	・ 一般的な社会福祉事業の基準省令にも同様の規定あり。
保健衛生の確保	○ 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。	・ 一般的な社会福祉事業の基準省令にも同様の規定あり。
広告	○ 広告をする場合、内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。	・ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。

<検討会で方向性を提示していないが、他の福祉事業等の基準省令で規定されている事項>

項目	最低基準の考え方(案)	備考
勤務体制の確保等	○ 入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めること。	・ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。
設備の専用	○ 設備は専ら当該無料低額宿泊所のために提供すること。ただし、提供するサービスに支障がない場合には、この限りでないこと。	・ 一般的な社会福祉事業の基準省令にも同様の規定あり。
定員の遵守	○ 定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと。	・ 一般的な社会福祉事業の基準省令にも同様の規定あり。
秘密の保持	○ 職員は正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならないこと。 ○ 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないこと。	・ 軽費老人ホームや福祉ホーム等にも同様の規定あり。 ※現行ガイドラインでは、「個人情報保護法の遵守」という記載あり。
サービス提供の方針	○ 入居者に対しては、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供や、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供すること。 ○ 入居者にとって当該施設全体が一つの住居であることにかんがみ、食堂、洗面所の円滑な使用等に配慮した運営を行うこと ○ 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。 ○ 職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、丁寧に行い、サービスの提供を行う上で必要な事項についても、理解しやすいように説明を行うこと。	・ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。

項目	最低基準の考え方(案)	備考
食事	○ 入居者に食事を提供する場合、栄養と心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。	○ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。
職員の責務	○ 入居者からの相談、適切な助言及び必要な支援、苦情や事故の内容等の記録を行うこと。	○ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。
掲示	○ 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示すること。	○ 軽費老人ホームの基準省令にも同様の規定あり。